

鳥取県地域医療介護総合確保基金の管理運営状況について

基金の名称	地域医療介護総合確保基金	
基金設置法人名	鳥取県	
基金の額	平成 27 年度基金造成額	9 5 6, 1 7 8 千円
		【内訳】 医療分： 9 5 6, 1 7 8 千円
国費相当額	平成 27 年度基金造成額	6 3 7, 4 5 1 千円
		【内訳】 医療分： 6 3 7, 4 5 1 千円
基金事業の概要	<p>医療・介護サービスの提供体制改革を推進するため、消費税増収分等を活用して設置した本基金を財源として、医療介護総合確保法に基づき県が計画した事業（1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、2. 居宅等における医療の提供に関する事業、3. 介護施設等の整備に関する事業、4. 医療従事者の確保に関する事業、5. 介護従事者の確保に関する事業）を実施する。</p>	
基金を終了する時期	<p>地域医療介護総合確保基金は、地域における医療及び介護を総合的に確保する事業の実施を目的として造成していることから、終了する時期を設定していない。</p>	
基金事業の目標	<p>別途「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」により記載、公表している。</p>	
基金事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	<p>https://www.pref.tottori.lg.jp/278585.htm</p>	